

○あなだ貴洋議員（登壇） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今からちょうど100年前の明治45年7月30日、欧州では、大帝ムツヒト・ザ・グレートと今なお呼称される明治天皇が崩御され、明治という時代が終わったわけであります。明治という時代がどういう時代であったかといいますと、明治初年、英国バッキンガム宮殿での招宴における日本代表の席次は、当時、大英帝国と国交のあった世界48カ国中でも最も末席であり、多くのアジア諸国が西欧列強の植民地的な収奪の場とされる中、我が国も国家存亡を問われるほどの厳しい環境下にありました。しかしながら、明治天皇を中心に、先人たちは、東亜に殺到する西欧列強の強圧をはねのけ、極東の一小国にすぎなかった日本を今以上の厳しい国難を乗り越え、わずか半世紀足らずで近代国家へと変貌させ、明治という世界に冠たる時代を築き上げたわけであります。

しかし、今日、政治的にも経済的にも閉塞感が一向に拭えない状況が続く中、日本人そのものの劣化が指摘されるわけでありますが、尖閣、竹島、北方領土問題、東日本大震災を契機に、多くの国民が戦後の日本と日本人のあり方について見直す必要性を感じているところであります。

そうした中、市民参加や協働といった美名のもと、首長や議会を軽視し、国法が定める地方自治のあり方を根本から変えようとする動きが広まっております。いわゆる自治基本条例、まちづくり基本条例であります。この条例は、これまで、特定の団体、自治総研や自治労などが中心となって制定を推進してきており、条例を自治体の最高規範、自治体の憲法などと称し、自治体と国は市民からの信託によってつくられるなど、憲法や地方自治法を逸脱し、パターン化した共通の問題点、危険性があると指摘をされているところであります。中でも、この条例がプロ市民によるプロ市民のための条例とやゆされるように、その多くが住民税も払っていない、何の責任もない住民以外の人をも市民と定義し、住民と同じ権利を与え、住民投票など種々の直接民主主義の制度を盛り込むとともに、定住外国人にも住民投票権を認めている自治体も少なくありま

せん。

そこで、ことしの5月に示されております「(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」の中においても、特定の団体が主導し、推進しているものと類似するパターン化した共通の問題点と、法律的に見ても首をかしげざるを得ない表現が見受けられることから、その考え方、幾つかの曖昧な表現について確認をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、条例制定のきっかけ、誰の提案によるものか、誰が求めているのか、市民周知はされているのか、市民の合意を得た根拠はあるのか、お伺いいたします。

また、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議委員20名、うち公募委員6名を附属機関と位置づけ、基本条例の制定にかかわる中心的な役割が委ねられるとのことでありますが、具体的な策定体制についてお示しくください。

次に、基本的な考え方において自治体の憲法であるとか最高規範性などと称しておりますが、この条例ができれば、他の条例の制定、改廃の際、整合性が問われることになり、自治体運営や市民生活に重大な影響を及ぼすこととなりますが、条例を自治体の憲法とか最高規範性などと他の条例よりも優位性、支配性を持たせる法的根拠についてお示しいただきたいと思っております。

加えて、憲法第98条には、憲法は国の最高法規とあり、憲法の最高規範性がうたわれております。憲法第94条には、地方公共団体の権能、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができるように、最高規範性とは憲法のみを指し示すものであって、こうした表現を用いるのは不適切であります。何を根拠にこうした表現を用いているのか、見解を伺います。

次に、市民は責任ある一票を投じることにより、選挙で首長と議員を選び、市政に参画をしております。そこで選ばれた首長と議員が市民の代表となって、車の両輪のように自治体の意思決定を行うのが地方自治

法が定める地方自治のあり方であり、我が国が採用する間接民主制であります。何の定義もなく、協働や市民参加などとそれ以上のことをすれば、直接民主制の採用となり、それは、一方で市長、議会、行政がみずからの能力の低さを認めることにもつながり、さらに、責任の一端を市民に押しつけようとする態度ではないのか、そういった意見も多いわけであり、むやみに協働や市民参加といった直接民主制を導入することになれば、政治参加の公平性が損なわれるだけでなく、これまでの自治の基本的なあり方をねじ曲げられることにもつながりますが、見解を伺います。

また、「なぜ作るのか」において、「地域のことは地域で考え、自ら解決する」などと説教がましい随分と偉そうな文言であります、どういうおつもりでしょうか。市民は市政に責任を持っていませんし、市民に責任を持って参画せよというふうにも受け取れますが、市民の合意は得ているのでしょうか。市民からすれば、市民の代表者である首長や議会が市民の期待に応じて行政をリードしてほしいと望んでいるのではないのでしょうか。首長と議会、行政の資質を向上するための努力こそが今求められていると考えますが、見解を伺います。

今回示された「（仮称）旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」におきましては、指摘させていただきましてとおり、憲法や地方自治法を逸脱すると指摘される類型化した問題点、危険性があり、その文面からも、さらなる市民参加や協働に踏み込もう、誘導しようとも受け取れます。現在でも、既に保障されている住民参加・権利として、選挙権、被選挙権、陳情請願権、解職請求権、市議会の解散請求権、条例の制定改廃請求権、監査請求権等がありますし、住民主体の健全で公正な自治運営を進めるのであれば、直接民主制の強化ではなく、むしろ、間接民主制、二元代表制の充実強化を図ることこそが必要なのではないのでしょうか。

全国でこの条例が左翼団体や左翼プロ市民の政治介入を可能にするためのもの、議会と同等及びそれ以上の権利獲得の実現を目的とされる危

険な条例と懸念される中、どうも、今、示されている考え方の内容に曖昧な表現が多く、市民意見においても、同様の指摘、懸念が多く寄せられているところでもあります。そうした意味でも、市民に不安や誤解を与えないよう、適切な表現、慎重な議論が求められているわけでもあります。見解を伺います。

次に、特定団体への市庁舎を初めとする公共施設の無償提供についてであります。

昨年秋の大阪市長選に端を発した大阪市長と職員組合の対立は、記憶にも新しいところでもあります。中でも、職員組合と市役所の体質をリセットするとして、職員対象の組合・政治活動実態調査が実施されたわけではありますが、その主なアンケート調査の内容は、「これまで組合が行う労働条件に関する組合活動に参加したことがありますか」「この2年間、特定の政治家を応援する活動に参加したことがありますか」「この2年間、職場の関係者から特定の政治家に投票するよう要請されたことがありますか」「この2年間、特定の選挙候補者陣営への提供を目的として、知人、親戚などの情報を提供するための紹介カードを配付されたことがありますか」「組合の幹部は、職場において優遇されていると思いますか」「この2年間、職場で選挙のことが話題になったことはありますか。また、その話題の中で投票依頼の意図を感じたことはありますか」「組合に加入していますか。組合にはどのような力があると思いますか」「組合に加入することによるメリットをどのように感じていますか」「組合に加入しないことによる不利益はどのようなものがあると思いますか」、以上、大阪市長がこの調査を指示したのは、こうした市の職員による違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動等について次々に問題が露呈していることから、徹底した調査、実態解明を行い、長年続く市役所と政治の関係に線引きを行おうとしたやさきに、組合からの異論が相次ぎ、対立を招いたわけではありますが、一方で、職員組合への便宜供与には、依然として市民の厳しい視線が注がれており、昨今、全国の自治体においては、市庁舎を初めとする公共施設における組合事

務所等の扱いについて次々と見直す動きが出てきているところであり
ます。

そこで、大阪市でも大きな問題となっておりますが、公務員の労働組
合による特定の政治家への支援や投票依頼など、政治活動及び選挙活動
に関しては、組合活動本来の目的から逸脱しており、市民からの理解は
得られないものと考えます。まず、本市において、特定の政治家への支
援や投票依頼とも受け取れるチラシの配布や政治的主張が書かれたポス
ター、張り紙などの設置がないものか、見解をお聞かせください。

次に、現在、総合庁舎内に自治労旭川市職員労働組合、ジブラルタ生
命旭川ビルには、自治労旭川市立学校労働組合の2団体が事務所を設
置し、使用をしております。具体的な事務所の広さ、使用面積は、自治労
旭川市職員労働組合が118.02平米、自治労旭川市立学校労働組合
が19.89平米、合計で137.91平米となり、これらの団体は、
管財課において使用許可を受け、長年にわたり、市有施設を使用料全額
免除、無償で使用しているという事実が明らかとなっております。

まずは、事実関係についてお伺いいたします。

市は、いつ、誰と、どのような契約を結んだのでしょうか。また、具
体的にどのような経緯、経過のもと、現在に至っているのか。そもそも
なぜに使用料を全額免除、無償にしないといけないのか、お伺いいたし
ます。

あわせて、市庁舎を初めとする公共施設の使用料について、市民の税
金によって管理運営が行われている施設を無償で使用しているという事
実をどうお考えになるのか。これからも市民の財産をただで貸し続ける
のか、見解をお聞かせください。

また、これら無償使用している施設において、政治活動及び選挙活動
を行うこと、そう受け取れる、そう疑われる活動を行うことについての
見解もお聞かせください。

私は、これらの労働組合の権利や存在について否定するつもりはあり
ません。しかしながら、市民の中には、組合思想に強い違和感を覚える

という方も多く存在する中で、市民の貴重な財産である市庁舎を初めとする公共施設を、市民生活には何ら関係のない一部の労働組合員のために無償で供与したり優遇したりすることは、多くの市民の公共の利益に反すると考えます。特に、市民にとって利便性の高い総合庁舎に組合の事務所が必要でしょうか。ただでさえ手狭な庁舎で、多くの出先機関を抱え、市民に不便をかける中、厳しい市財政や市民感情、庁舎内の適切な配置を考えた場合、退去してもらうことが最も望ましいと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、教職員による勤務中の組合活動など、不適切な服務の実態についてであります。

昨年11月、北海道の公立小中学校教職員の不適切な勤務実態が会計検査院の報告書で明らかになりました。道内教職員の勤務実態は、平成21年度の衆議院議員総選挙において、民主党候補の選挙対策としての巨額の裏金が発覚し、政治資金規正法違反により、北教組の委員長代理や自治労の北海道財務局長などが逮捕、起訴された事件で問題化しました。

そこで、今年の会計検査院の報告書から、北海道教職員組合、北教組の問題体質が全く変わっていないことを物語っているわけではありますが、過去にも、平成20年には、1万2千500人の違法ストライキを決行し、懲戒処分になると、それに反省することなく、不服として教育委員会前で抗議集会を開くという異常行動を起こしてみたり、翌年の平成21年には、北教組違法献金事件を引き起こして小林千代美衆議院議員を辞職させるという事件まで引き起こし、今回の教職員給与費の適正執行等に関する調査のきっかけとなったわけであります。

まずは、こうした法令を顧みないと言える北教組の組織体質についてどうお考えなのか、見解を伺います。

次に、文科省や道教委も、これを受けて、北教組が学校教育や教職員の服務規律をゆがめてきた事態を重く見て、道内全校、全教職員を対象とした異例とも言える調査に踏み切ったわけであります。こうした事実

をどう受けとめているのか、見解を伺います。

また、会計検査の報告によると、道内計 172 校で平成 18 年度から 21 年度まで、教職員延べ 647 人の不適切勤務は 3 千 3 9 2 時間に上り、勤務時間中の組合活動が 7 校で確認され、夏休みの勤務時間が守られていない学校は 52 校、研修報告に問題がある学校も 47 校あったと報告されているところであります。この異常とも言える事態をどう受けとめているのか、見解を伺います。

そうした中、今月 10 日、道教委の中間報告によると、勤務時間中に組合活動を行ったり、届け出た校外研修を実際には行っていなかったりなど、不適切な勤務が認められ、給与返還対象となった教職員は計 291 人に上ったと公表されたところであります。旭川市においても、不適切な勤務実態として認定されたものが現段階において確認されているのか、いないのか、明らかにしていただきたいと思えます。

次に、北海道は、全国学力テストがワースト 3、学力は全国最低レベルとなっており、教育予算の投資成果が全然ない、それどころか、今回、勤務中の組合活動など不適切な服務の実態が明らかとなり、本来、学校教育に投じられるべき税金が不適切に使われていたことが判明いたしました。

今回の調査報告書で、本来、教育者として見本とならなければならない教師が、子どもたちを第一に考えず、勤務時間中に組合活動や選挙、政治活動といった悪慣行を正すことなく常態化されてきたことが明らかになったと言えます。こうした教職員の勤務姿勢についてどうお考えなのか、見解を伺います。

また、今回の調査結果からもわかるように、こうした組織体質や勤務姿勢が改めて教育現場に影響している、子どもたちの教育環境や学力にも影響を及ぼしているのではないかと考えますが、見解を伺います。

子どもたちや、真面目に頑張っている多くの教職員のためにも、体質改善が求められております。こうした不適切な組織体質を見て見ぬふりをしてきた市教委の責任も重いと考えますが、見解を伺います。

以上で、1回目を終わります。（降壇）

○議長（三井幸雄） 岡田総合政策部長。

○総合政策部長（岡田政勝） まちづくり基本条例にかかわりまして御質問がございました。

最初に、この基本条例の制定について、市民の合意を得たものなのかななどの質問がございました。

条例策定につきましては、市長の選挙公約としても掲げられておりまして、策定に向けた取り組みを進めることは市民の方々にも理解されているというふうに思っておりますし、ことしの第1回定例会において議決をいただきました旭川市まちづくり基本条例市民検討会議条例の審議を通じて、議会にも一定の御理解をいただいていると考えております。

次に、市民検討会議の役割についてでございます。

この市民検討会議は、大学教授などの学識経験者や民生児童委員、地域団体や市民活動団体から推薦を受けた方、公募委員などで構成しておりまして、条例の策定を進めるに当たり、より多くの意見を反映する市民参加の重要な機会と捉えております。会議では、条例に関する調査、審議のほか、市民の皆さんがまちづくり基本条例への理解を深めていただくためのフォーラムなどに中心的にかかわっていただくことなども考えておりますけれども、最終的には、会議からの答申を受けまして、市が条例案をまとめ、議会に上程する予定でございます。

また、他の条例との整合性につきましての御質問がございました。

条例間で法的な優劣はありませんけれども、まちづくり基本条例は、まちづくりの基本的な理念や仕組みを総合的に定める条例という性格上、今後、検討を進める中で、他の条例等との調整が必要となることがあるというふうに考えております。

続いて、最高規範性という用語の使用についての御質問がございました。

条例の位置づけとして、既に制定している自治体において一般的にこうした言葉が用いられている例が多いことや、今申し上げました基本条

例の性格などから使用したところがございます。本市における条例の位置づけについては、用語も含めて、今後議論すべきものと考えております。

続いて、間接民主制についてでございます。

選挙で選ばれました首長と議会がそれぞれの役割と責任を果たしていくという二元代表制、間接民主制が自治体運営の基本であると認識しているところでありまして、直接民主制を目指すために協働や市民参加等の取り組みを充実するといった考えには立っておりません。

また、「地域のことは地域で考え、自ら解決する」という言葉の表現について御質問がございました。

人口減少、少子高齢化が進行しまして、地域における関係の希薄化が懸念されている中、実際に各地で虐待や孤独死などの痛ましい事件が発生するなど、地域の見守りや助け合いが改めて重要になっております。地域のことをよく知る市民の皆さんが地域の課題の解決を図りながら、安心して暮らせる地域を築いていくことが不可欠であるというふうに認識しておりまして、行政はそのための支援や環境づくりを行っていかねばならない、そういった認識から記載したものでございます。

次に、条例の検討には慎重な議論が必要であるという御指摘であります。

今申し上げましたように、地域の課題を解決し、暮らしやすい地域づくりを進めようとする中で、市民参加や協働の取り組みを一層進めるとともに、健全で公正な自治の運営を行っていくために、まちづくり基本条例の策定を通じまして市民の方々と幅広く議論を重ねてまいります。

いずれにいたしましても、条例に規定する内容等については、今後、検討の節目において議会に報告をさせていただきながら、策定に向けて積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（三井幸雄） 長谷川総務部長。

○総務部長（長谷川明彦） 職員団体等の政治的活動及び選挙活動にか

かわるチラシ配布、ポスター掲示に関してでございます。

職員団体等によるポスターの掲示等は、職員団体等が組合員に対して情報を伝達し、周知する手段として行っているものと捉えておりますが、地方公務員法に規定する政治的行為に当たるようなポスターの掲示等はないものと認識しております。

自治労旭川市職員労働組合には総合庁舎内に事務所を貸しておりますが、その開始時期につきましては、庁舎が建設された昭和33年からと認識しております。自治労旭川市立学校労働組合にはジブラルタ生命旭川ビルを貸しておりますが、同ビルにおける貸し付け開始時期は、ビルの賃貸借を開始した平成2年度でございます。事務所の貸し付けに関し、職員団体等との当初のやりとりの記録は残っておりませんが、使用許可に当たり、毎年度、それぞれの団体から事務所の使用に係る申請を受け、年度ごとに許可をしております。

使用料を免除している理由ではありますが、職員団体等に対する庁舎の使用につきましては、最小限のスペースを事務室として使用を許可し、使用料を免除しておりますが、これは、健全な労使関係の維持を図るため、労働組合法により、不当労働行為の例外として最小限の広さの事務室の供与ができるという趣旨を踏まえて無償としているものでございます。

なお、職員団体等が事務室として使用することに伴う電気、暖房、水道、ガス、電話など光熱水費等の料金は各団体から徴収しております。

庁舎内における職員団体等の活動についてではありますが、職員団体等に対して市が管理監督するような権限は持っておりませんので、市が職員団体等の活動そのものについて介入できる立場にはありませんが、庁舎内で行われる職員団体等の活動につきましては、市民に誤解を与えることはあってはならないものであり、適正に対応してまいります。

職員団体は、地方公務員法で定められた職員がその勤務条件の維持、改善を図ることを目的として組織する団体であります。職員団体の庁舎の使用につきましては、労働組合法においても最小限の広さの事務室の

供与が認められており、これと同様の取り扱いとして本市においても使用を認めているものでありますが、今後の社会状況等の変化も見きわめながら、市と職員団体との適正な関係に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三井幸雄） 鈴木学校教育部長。

○学校教育部長（鈴木義幸） まず、教職員団体の組織体制についてのお尋ねがございました。

教職員団体につきましては、地方公務員法上の適法な活動が認められている一方で、当然でございますが、法令を遵守するなどのさまざまな義務を負っていることから、議員の御質問の中にもありました教職員団体幹部による政治資金規正法違反などによりまして、子どもたちや保護者などに大きな不安や不信を与え、北海道の教育に対する信頼を著しく損なう事態となったことは、旭川市教育委員会といたしましても極めて遺憾なことであるというふうに考えております。

続きまして、教職員給与費の適正執行等に関する調査につきましては、教職員団体のこのような事態を受け、平成22年度に北海道教育委員会が行った教職員の勤務時間中の組合活動等の調査、さらには、会計検査院による義務教育費国庫負担金に係る実地検査の結果を踏まえ、北海道教育委員会が文部科学大臣の指導を受け、任命権者として平成23年11月から実施しているものでございます。

旭川市教育委員会といたしましても、公務員の大前提となるのは法令遵守であると認識しておりまして、こうした事態により、教育への信頼を損ねることとなったことを重く受けとめ、市内全教職員延べ約9千人を対象とした事情聴取等の調査に対応しているところでございます。

次に、会計検査院の実地検査につきましては、平成22年度に北海道教育委員会と札幌市教育委員会が行った服務規律等の実態調査の結果、一部の教職員による不適切な勤務実態が明らかになったことを踏まえ、義務教育費国庫負担金の執行にかかわる道内209校の市町村立学校の

道費負担教職員の勤務状況について実施されたものでございます。

旭川市におきましては、9校が任意抽出で検査対象となり、その結果、勤務時間中の組合活動につきましては該当者がおりませんでした。教育関係団体の監査業務を職務専念義務の免除としていた者が1名、有給休暇手続の不備の者が2名、長期休業期間中の校外研修において研修報告書に記載のある場所での研修を行っていなかった者が2名、合わせて5名の教職員において不適切な勤務実態が確認され、うち4名が給与返還の対象となったところでございます。

旭川市教育委員会といたしましては、こうした事態を重く受けとめておりまして、法令の遵守はもとより、職務専念義務の免除、長期休業期間中の校外研修の適正な取り扱い等について学校長へ通知するなど、改めて服務規律の保持について指導の徹底を図っているところでございます。

次に、北海道教育委員会の中間報告についてでございますが、調査内容のうち、勤務時間中の職員団体活動、職務専念義務の遵守、長期休業期間中における校外研修に関する3項目につきまして、全道の調査結果が公表されたところでございます。北海道教育委員会では、勤務時間の遵守など残る2項目につきまして現在も調査を継続しておりまして、市町村別の内訳や具体的な処分等については、今後、全ての調査結果がまとまった後、各市町村教育委員会に対して通知される予定でございます。したがって、旭川市内小中学校教職員における勤務実態の詳細につきましては、現時点では把握できていないところでございます。

次に、勤務時間中における教職員の組合活動など不適切な取り扱いについてでございますが、児童生徒の教育に直接携わり、より高い倫理観や使命感を求められる立場にある教職員の勤務について、サービスの根本であります職務専念義務が遵守されていないことは大きな問題であると認識しております。

続きまして、教職員による組合活動等が学力テストの結果に影響を及ぼしているのではないかとの御指摘がございました。

平成19年度より実施しております全国学力・学習状況調査の北海道の結果につきましては、依然として全国の平均正答率に比べ下回っているものの、年々、全国平均との差が縮まり、特に中学校におきましては向上してきておりまして、これらは学校改善プランの作成や放課後、長期休業期間中の学習サポート実施など、各学校における学力向上の取り組みの成果であると考えております。

旭川市教育委員会といたしましては、組合活動等が学力テストの結果に影響を及ぼしているとは考えておりませんが、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（三井幸雄） 小池教育長。

○教育長（小池語朗） 旭川市教育委員会の責任についての御指摘でございます。

ただいまの学校教育部長の答弁にもありますとおり、現在行われている北海道教育委員会による調査につきましては、今後、公表されます最終報告を待つこととなりますが、さきの会計検査院による実地検査におきまして、旭川市でも5名の不適切な勤務実態が明らかになりましたことは、サービス監督者である旭川市教育委員会といたしましても、まことに遺憾と感じているところでございます。

したがって、今後も引き続き各学校教職員に対する法令遵守や一層の服務規律保持に努め、再発防止を図ることにより、児童生徒や保護者はもちろんのこと、市民の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 2回目です。

自治基本条例、まちづくり基本条例について、1回目の答弁で、間接民主制、二元代表制が自治体運営の基本であり、直接民主制への偏重を招くような協働や市民参加とはならない、自治体の憲法、最高規範性の表現においても、他の条例との整合性において、条例間において法的な根拠や優位性はない、そういったことを確認させていただきました。また、「地域のことは地域で考え、自ら解決する」という表現は、地域の

ことをよく知る市民が地域の課題の解決を図りながら、安心して暮らせる地域を築いていくことが不可欠である、そういった意味合いであるということでありましたが、では、冒頭に、今回示された考え方の中においてもパターン化した共通の問題点、危険性があると指摘をさせていただいたところではありますが、具体的には、この条例を推進してきた自治労「地域・自治体政策集 2009－10年度版」によれば、そこには地方自治体を市民の政府とするために自治体改革を進めると書いております。問題はより身近なところで解決されなければならないとする補完性の原理、こういったものに基づいて市民自治を実現するために、政策の決定、実施において市民参加を進めるとし、その市民自治の実現に向けては、こういったことが書かれているのですが、市民や市民活動組織が運営や政策決定に参加、関与できる仕組みを追求するなど、そのために市民を中心に据えた自治基本条例、まちづくり基本条例を制定し、あらゆる行政の諸施策について市民提案制度、職員提案制度を導入するほか、常設型の住民投票条例の制定を含め、重要な施策の決定に住民投票制度を導入することにより、投票権を20歳未満や外国籍市民にまで拡大するなど書かれております。

そのほとんどが憲法や地方自治法を逸脱し、直接民主制へ偏重をさせようとする動きであります。こうした理屈がまかり通れば、国家の統治は混乱し、いずれ根本から崩れ去ります。こうした考えは、議会を形骸化させるだけではなく、特定勢力の政治支配を招き、自治体運営や市民生活にも重大な影響を及ぼすことが懸念されるだけに、このたび制定を目指すまちづくり基本条例がこうした市民自治の実現への一里塚とされないためにも、今後は曖昧な表現を避け、条文の文言にも細心の注意を払っていく必要があると考えます。

このような直接民主制の採用を目指すような協働や市民参加はないものと考えてよろしいでしょうか、再度、確認をさせていただきます。

また、他の自治体では、主役と位置づけられている市民が、住民票を持つ者ばかりか、市税を負担しない他市町村から通勤してくる人々や活

動する者にまで拡大し、未成年や外国人にまで投票権を認めるといった事例まであり、憲法を軽視するものと言わざるを得ません。本市においては、市民が安心して暮らせる地域を築いていくためにも、あってはならないと考えますが、見解を伺います。

次に、特定団体への市庁舎を初めとする公共施設の無償提供について、先ほどの答弁では、職員団体等によるポスター掲示は、地方公務員法に規定する政治的行為に当たるポスターの掲示等はないとのことですが、例えば、現在、1階正面ロビーの掲示板に「さようなら原発1000万人アクション」という反原発1千万人署名の取り組み、これは原発に対する反対運動を扇動する政治的メッセージ以外の何物でもないと思いますが、いかがですか。

これだけにとどまらず、市民に何ら関係のない市職労の大きな旗を市民の一番目につく正面玄関ロビーに堂々と掲げてみたり、違和感を覚えた市民からの苦情も多かったと聞いております。配慮に欠けていると思うのですが、見解を伺います。

そもそもこの組合掲示板も使用料が免除となっているようですが、総合庁舎、ジブラルタ生命ビルとともに、これらの所管はどこなのか、どのように掲示板の適切な管理が行われているのか、見解を伺います。

また、組合事務所の使用料全額免除の問題ですが、市民に多くの負担をかけておきながら、市民の貴重な財産、税金で建てた市役所を市民生活に何ら関係のない組織に、市役所の方針、考え、勝手な法解釈でただで貸し続けるというのは、私を初め、市民の皆様も、到底理解、納得ができないわけであります。先ほどの答弁で、今後の社会状況の変化を見きわめながら市と職員団体の適正な関係に努めてまいりたいと前向きな御答弁をいただきましたが、他都市のように、退去あるいは正当な家賃を徴収する方向に向かうと捉えてよろしいでしょうか。

また、市が組合の活動そのものに介入できないということでしたが、世の中、金だけ出せ、口は出すな、これは通用しません。支援を受けるということは、ある一定の介入、ルールを許容するのが世の常識

であります。その点を踏まえて御説明願います。

次に、教職員による勤務中の組合活動など不適切な服務の実態について、先ほどの答弁で、会計検査の実地検査において、旭川市においては5名の教職員において不適切な勤務実態が確認されたとのことでありました。市町村立学校の教職員給与は、市町村立学校職員給与負担法により道の負担と規定され、義務教育費国庫負担法により国がその3分の1を負担することが定められております。その支給は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する北海道学校職員の給与に関する条例に基づくものとされ、正規の勤務時間について、勤務していなかった場合は同条例第13条により減額支給されなければならないとなっておりますが、そうした措置や処分は、今後、違反者に対して適切にとられるのか、見解をお伺いします。

また、道教委の中間報告において、調査内容のうち、勤務時間中の職員団体活動、職務専念義務の遵守、長期休業期間中における校外研修に関する3項目について調査結果が公表され、勤務時間の遵守、主任手当の算定誤りの2項目については現在も調査が継続しているところでありますが、北教組は、事件後も、勤務時間中の組合活動は当然認められるべきだなどと主張してみたり、調査に対し、記憶にない、回答できないと非協力的な教員もいると伝えられる中、具体的に今後どのような教育現場の正常化を図り、再発防止、信頼回復に努めていくのか、見解を伺います。

以上で、2回目を終わります。

○議長（三井幸雄） 岡田総合政策部長。

○総合政策部長（岡田政勝） まちづくり基本条例について御質問がございました。

協働や市民参加ということですのでございますけれども、暮らしやすい地域づくりを進めようとする中で、市民と行政などが協力して地域課題の解決に取り組むこと、そのためには幅広く市民の声を聞くことが重要であ

るとの認識から「基本的な考え方」に記載したところをごさいますて、直接民主制を目指すことを意図したものではありません。

次に、市民の定義や住民投票について質問がありました。

条例の中で、市民を厳密に定義をするのか、しないのか、また、住民投票についても、現行の市民参加推進条例にも規定はありますけれども、具体的には定めておりません。他の条例に委任しておりますけれども、今定めようとするこの条例の中で改めて規定をするのか、その対象をどうするのか、手続をどうするのか、御質問にもございましたけれども、さまざまな議論すべき、検討すべき課題があるというふうに認識しております。引き続き、条例に盛り込む項目などについて具体的に検討をまいります。

以上です。

○議長（三井幸雄） 長谷川総務部長。

○総務部長（長谷川明彦） 掲示板の所管、管理と職員団体等が掲示するポスター掲示についての御質問であります。総合庁舎等の掲示板につきましても、総務部で所管、管理しております。職員団体等が使用する掲示板につきましても、掲示物の掲出場所としてそのスペースの使用を認めておりますが、掲示物に対する一つ一つの確認はしていないところでございます。職員団体等によるポスターの掲示につきましても、市民に誤解を与えることはあってはならないものでありますことから、今後、掲示物について確認することを含め、適正に対応してまいりたいと考えております。

職員団体等の事務所を今後どのようにするかということについてでございますが、庁舎内での事務所の使用を認める中で、今後、他都市における職員団体等の使用状況等を調査するなどし、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三井幸雄） 小池教育長。

○教育長（小池語朗） 教職員の不適切な勤務実態が確認された場合の

措置等についてでございます。

さきの会計検査院による検査の結果、旭川市におきましては4名の給与返還者が発生したところでございますが、いずれの対象者も速やかに返還に応じたところでございます。

これらの処分につきましては、最終的には、北海道教育委員会が行う懲戒処分に至ってございませんが、旭川市教育委員会といたしましては、児童生徒や保護者に与えた影響等に鑑み、服務監督者として、学校長から対象者に対して嚴重注意を実施したところでございます。

今後、北海道教育委員会による調査の全容が明らかとなり、勤務時間中の職員団体活動、職務専念義務の遵守、長期休業期間中における校外研修、勤務時間の遵守などにおいて不適切な勤務実態が認められた場合につきましては、給与返還という措置がとられることとなるものでございます。

また、懲戒処分につきましては、最終的には任命権者である北海道教育委員会が決定するものではございますが、服務監督者である旭川市教育委員会といたしましても、厳正に対処されるよう内申してまいりたいと存じます。

次に、再発防止についてのお尋ねでございます。

教職員の服務規律の徹底につきましては、これまでも繰り返し各種通知を發出し、周知するなどの指導を行ってきているところでございます。また、今回の中間報告の内容を踏まえ、学校長など管理職に対し、教職員一人一人が法令を遵守し、服務規律が確保され、適正な学校運営が維持されるよう、違反行為の具体例を示し、各学校内における職場研修の実施などのさまざまな取り組みを強化するよう通知を發出する予定でございます。

いずれにいたしましても、教育公務員は、言うまでもなく高い規範意識と崇高な使命感を持ち続けることが重要でございますので、旭川市教育委員会と学校が一体となりながら、再発防止及び児童生徒や保護者の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 3回目です。

まず、まちづくり基本条例についてであります。これまで指摘させていただきましてとおり、自治体運営の枠組みである条例はあくまで法律の範囲内で制定されるべきであり、特に、この条例においては、言葉の定義や文法上及び表現上の曖昧さは、曲解、拡大解釈されるおそれもあることから、今後、慎重に検討していただくことを求めます。

また、北教組違法献金事件で問題化し、今回の一連の調査によって改めて明らかとなった北教組の問題体質はこれだけにとどまることなく、子どもたちへの戦後自虐史観教育、いわゆる日教組教育が学校教育に与え続けた悪影響もはかり知れないと考えております。今回、勤務中の組合活動など、不適切な服務の実態が明らかとなりましたが、こうした問題体質が子どもたちの教育現場に持ち込まれぬよう、法令遵守と一層の服務規律保持、再発防止、何よりも一日も早い教育現場の正常化を求めます。

最後に、市庁舎を初めとする公共施設の無償提供についてであります。

市民に対しては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（平成17年2月策定）に基づき、市有施設の使用料の有料化や増額に踏み切っておきながら、組合だけ市有施設の使用料をいつまでもただ、例外というのは理解に苦しみます。組合は、職員の労働環境の改善をするための組織であり、公共性、公益性に乏しく、受益者負担の観点からも、当然、使用料を徴取すべきであり、それができないのであれば退去いただくべきであります。改めて、適切な庁舎管理を求めたいと思います。

そこで、市長が無償で貸しているという根拠は、特別に認めている、特別に必要であると認められているときに免除を行うということでありましたが、これは、西川市長になってからではなく、以前からそうであったと思うところであります。市長が、毎年1回、無償使用を求められ、その使用を認めるに当たり、どういった思いが必要と認められてきたの

か、また、来年度以降はどう考えているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

組合への事務所無償提供は、総合庁舎やジブラルタ生命ビル、これだけではありませんよね。これまでの組合優先の立場ではなく、市民の公共の利益をまず第一に考えてお答えをいただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（三井幸雄） 西川市長。

○市長（西川将人） 職員団体等に対する庁舎の使用についての御質問であります。先ほど答弁いたしましたとおり、現在、最小限の広さの事務所の供与ができるという労働関係の法令の趣旨を踏まえまして使用を認めているところであります。

全国の例を見ますと、中核市では多くの都市が本市と同様の取り扱いをしているところであります。一方で、近年、これを見直すという自治体も出てきているところであります。今後、事務所のあり方について、他都市における状況等を調査し、検討してまいりたいと思います。

以上です。